

## 入札説明書

この入札説明書は、平成29年9月28日北海道十勝総合振興局告示第95号により告示した一般競争入札（以下「入札」という。）に関する説明書である。

この入札を次のとおり実施する。

### 1 契約担当者等

支出負担行為担当者 北海道十勝総合振興局長 梶田 敏博

### 2 入札に付する事項

#### (1) 契約をする役務の名称及び数量

ア 調達する役務の名称 北海道十勝合同庁舎構内ほか除排雪業務

(ア) 除雪ドーザ（ホイルローター・運転質量7t以上・スノープケット容量1.5m<sup>3</sup>以上） 1時間当たりの単価

(イ) 除雪ドーザ（ミニホイルローター・運転質量2t以上・スノープケット容量0.4m<sup>3</sup>以上） 1時間当たりの単価

(ウ) ダンプトラック（10t以上） 1時間当たりの単価

(エ) 除雪作業員 1時間当たりの単価

イ 調達予定数量

(ア) 除雪ドーザ（ホイルローター・運転質量7t以上・スノープケット容量1.5m<sup>3</sup>以上） 67時間

(イ) 除雪ドーザ（ミニホイルローター・運転質量2t以上・スノープケット容量0.4m<sup>3</sup>以上） 37時間

(ウ) ダンプトラック（10t以上） 76時間

(エ) 除雪作業員 217時間

#### (2) 調達をする特定役務の仕様等 契約書（案）及び委託業務処理要領による。

### 3 入札に参加する者に必要な資格

平成29年北海道十勝総合振興局告示第94号に規定する資格を有すること。

### 4 契約条項を示す場所

北海道帯広市東3条南3丁目1 北海道十勝総合振興局総務課

### 5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 北海道帯広市東3条南3丁目1

北海道十勝合同庁舎 地下会議室

(2) 入札日時 平成29年10月23日（月）午後1時30分

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

### 6 開札に立ち会う者に関する事項

(1) 入札者又はその代理人は、開札に立ち会わなければならない。

(2) 入札者又はその代理人が、開札に立ち会わない場合は、この入札事務に関係のない職員を立ち会わせる。

### 7 入札保証金及び契約保証金

(ア) 入札保証金

入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

(イ) 契約保証金

契約保証金は、免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

### 8 送付による入札の可否

認めない。

9 契約書作成の要否  
要

10 その他

(1) 無効入札

開札のときにおいて、3に規定する資格を有しない者のした入札、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 落札者の決定方法

すべての入札金額（単価）が、財務規則第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札書記載の入札総価額（各入札金額（単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額）が最低であるものを落札者とする。

(3) 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

(4) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額（単価）とすること。

なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。

(5) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名称 北海道十勝総合振興局総務課  
イ 所在地 郵便番号 080-8588 北海道帯広市東3条南3丁目1  
ウ 電話番号 0155-27-8502（直通）

(6) 入札の取りやめ

初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。

(7) 入札の取りやめ又は延期

この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(8) 入札執行の公開

この入札の執行は、公開する。

(9) 債権譲渡の承諾

この契約の相手方となった者（以下「契約者」という。）が契約の締結後に中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の4の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払請求権について契約者が債権譲渡承諾依頼書を道に提出し、道が適当と認めたときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので、留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては、道が指定する様式により依頼すること。

(10) 入札に参加する者は、別紙の入札心得その他関係法令の規定を承知すること。